

## 富山大学情報ネットワーク・システム利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、[富山大学総合情報基盤センター規則](#)第13条の規定に基づき、富山大学総合情報基盤センター（以下「センター」という。）が運用管理する富山大学情報ネットワーク・システム（以下「ネットワーク・システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、「サブネット」とは、ネットワーク・システムを分割して、学部又は学科等の単位に管理権を委譲した、ネットワーク管理サーバを有する小規模ネットワーク・システムをいう。

(運用と管理)

第3条 ネットワーク・システムの運用及び管理は、センターが行う。

(利用の目的)

第4条 ネットワーク・システムは、富山大学（以下「本学」という。）における次に掲げる目的のために利用することができる。

- (1) 研究
- (2) 教育
- (3) 業務
- (4) その他センター長が適当と認めたこと

(利用者の資格)

第5条 ネットワーク・システムを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の学部学生及び大学院学生
- (3) その他富山大学が発行する識別番号の管理に関する規則第2条第1項第3号に定める総合情報基盤センター情報システム利用ユーザIDを発行された者のうち、センター長が適当と認めた者

(利用者の義務)

第6条 利用者は、ネットワーク・システムの運用に支障を及ぼすような利用をしてはならない。

2 利用者は、他の利用者の通信の秘密を侵してはならない。

(利用者の責任)

第7条 利用者は、故意又は重大な過失によりセンターが管理するネットワーク機器を亡失又は損傷したときは、弁償の責任を負わなければならない。

2 利用者は、ネットワーク・システムを利用したことにより外部ネットワークに重大な支障を及ぼしたときは、損害賠償の責を負うものとする。

(接続申請)

第8条 ネットワーク・システムに機器を接続しようとする者は、センター長が別に定める接続申請書をセンター長に提出し、承認を得なければならない。

2 接続申請をすることができる者は、本学の職員とする。

(接続の承認及び変更)

第9条 センター長は、前条の申請に基づき、ネットワーク・システムへの機器の接続を承認したときは、機器の接続に必要な情報を決定し、承認書を申請者に交付するものとする。

2 前項の承認を受けた者(以下「接続機器使用者」という。)は、承認を受けた事項の変更又は取り止めをしようとするときは、あらかじめセンター長に申請しなければならない。

3 センター長は、前項の申請について適当と認めた場合には、これを承認するものとする。

(接続機器使用者の義務)

第10条 接続機器使用者は、承認を得た以外の設定を行ってはならない。

2 接続機器使用者は、ネットワークに接続した機器に対してセキュリティ対策を講じなければならない。

(サブネットの使用範囲)

第11条 サブネットの使用範囲は、キャンパス内に限る。

(サブネットの申請)

第12条 サブネットの運用を行おうとする者(以下「サブネット使用申請者」という。)は、センター長が別に定めるサブネット使用許可申請書をセンター長に提出し、承認を得なければならない。

2 サブネット使用申請をすることが出来る者は、学科長相当以上の者とする。

(サブネットの使用許可承認)

第13条 センター長は、使用申請のあったサブネットを管轄するキャンパスのキャンパス運営専門部会部会長と協議の上、前条の申請を承認したときは、承認書をサブネット使用申請者に交付するものとする。

(サブネットの運用管理)

第14条 サブネットの承認を行った場合は、サブネットの運用管理はセンターからサブネット承認を受けた者へ委譲するものとする。

(サブネットの管理義務)

第15条 サブネットには、当該サブネットの運用管理を行うため、ネットワーク知識を有する職員をサブネット管理者として置かなければならない。

2 サブネット管理者は、管理するサブネットの運用管理に関し、本細則に準じたサブネット運用規程等を定め、サブネットの適正な運用管理を行わなければならない。

3 サブネット管理者は、毎年サブネットの利用状況をセンター長に報告しなければならない。

(サブネット運用管理変更等の申請及び承認)

第16条 第13条の承認を受けた者(以下「サブネット使用者」という。)は、承認を受けた事項の変更又は廃止をしようとするときは、あらかじめセンター長に申請し、承認を得なければならない。

2 センター長は、前項の申請について使用しているサブネットを管轄するキャンパス専

門部会部会長と申請のあったサブネット運用管理変更等について協議を行うものとする。  
(責任分界点)

第 17 条 ネットワーク管理におけるセンターと接続機器使用者の責任分界点は、原則として情報コンセントとする。

2 ネットワーク管理におけるセンターとサブネット使用者の責任分界点は、原則として各建物に集約するセンターが管理する接続機器の接続出口とする。  
(報告等)

第 18 条 センター長は、必要に応じて接続機器使用者に対し、ネットワーク・システムへの接続の状況や障害等について報告を求めることができる。

2 ネットワーク・システムの障害原因が、接続機器使用者及びサブネット使用者（以下「使用者等」という。）である可能性が認められれば、センター長は使用者等に対し接続状況の報告を求めることができる。  
(接続承認の取消等)

第 19 条 使用者等が、この規則に違反したとき又は、ネットワーク・システムあるいは学外ネットワークの運用に重大な支障をおよぼしたときは、センター長は、その者のネットワーク・システムへの接続又は、サブネット運用の承認の取り消し、若しくは一定期間の利用停止を行うことができる。

(経費の負担)

第 20 条 使用者等は、ネットワーク・システムの利用に際し、経費（以下「利用負担金」という。）を負担しなければならない。

2 利用負担金に関する事項は、別に定める。

3 第 1 項の規定にかかわらず、センター長は、特に必要と認めたときは、利用負担金の一部又は全部を免除することができる。

(雑則)

第 21 条 この細則に定めるもののほか、ネットワーク・システムの利用に関し必要な事項は、運営委員会の意見を聴いてセンター長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成 18 年 11 月 27 日から施行する。

2 この細則施行前に、旧富山大学キャンパス情報ネットワーク・システム利用内規及び旧富山医科薬科大学学内 LAN 利用及び端末接続要項に基づき利用承認を受けた者は、この細則に基づき利用承認があったものとみなす。

3 この細則施行前に、高岡キャンパス運営専門部会長の利用承認を受けた者は、この細則に基づき利用承認があったものとみなす。

附 則

この細則は、平成 23 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 24 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 29 年 2 月 14 日から施行し、平成 28 年 12 月 2 日から適用する。